

2019年12月12日

HTBエナジー

コンビニエンス払いの支払期限等変更に関するお知らせ

いつもニチデン(HTB エナジー)をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、ニチデン(HTB エナジー)ではコンビニエンス払いにてお支払いいただいている場合のお支払い期限を変更いたします。また、当該債権を当社が指定する事業者に譲渡いたします。

変更に関する詳細につきましては下記よりご確認ください。

■ 変更内容

1. 支払期限変更

(変更前)発行日から30日以内にお支払い

↓

(変更後)発行日から14日以内にお支払い

2. 債権譲渡

支払方法としてコンビニエンス払いを継続されている場合、お客さまの料金を、当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡いたします。

お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なくご承諾いただけるものといたします。

■ 変更予定

2020年1月20日(月)発行分より順次変更

本件につきましてご不明な点などございましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。

なお、お支払い方法を「クレジットカード払い」、「口座振替払い」へご変更がまだお済でない場合、でんきマイページよりお手続きをお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

≪ ニチデンプランお客さまサポートセンター ≫

受付時間:10:00~21:00

電話番号:0120-716-012

インターネット:<http://nichiden-h.com/contact.html>